

令和 3 年 度

(2021年度)

高崎工業団地造成組合歳入歳出決算  
及び資金不足比率の審査意見書

高 崎 工 業 団 地 造 成 組 合  
監 査 委 員





第203-3号  
令和4年10月27日

高崎工業団地造成組合  
管理者 富岡賢治様

高崎工業団地造成組合  
監査委員 小泉貴代子  
同 金井康夫

令和3年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算及び資金不足比率の  
審査意見について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された令和3年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

## 目 次

### 令和3年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算審査意見書

第1	審査の基準	-----	1
第2	審査の種類	-----	1
第3	審査の期間	-----	1
第4	審査の対象	-----	1
第5	審査の着眼点	-----	1
第6	審査の実施内容	-----	1
第7	審査の結果	-----	1
1	事業の概要	-----	2
2	決算の概要	-----	2
3	歳入	-----	4
4	歳出	-----	5
5	実質収支に関する調書	-----	6
6	財産に関する調書	-----	6
第8	審査の意見	-----	7

### 令和3年度高崎工業団地造成組合資金不足比率の審査意見書

第1	審査の基準	-----	8
第2	審査の種類	-----	8
第3	審査の期間	-----	8
第4	審査の対象	-----	8
第5	審査の着眼点	-----	8
第6	審査の実施内容	-----	8
第7	審査の結果	-----	8
第8	審査の意見	-----	9

## 凡 例

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として円単位で表示した。  
ただし、実質収支に関する金額は、千円単位で表示した。  
また、千円単位で表示したものは、単位未満を四捨五入した。
- 2 文中及び各表中で用いる比率（％）は、小数点以下第2位を四捨五入した。  
なお、構成比率（％）の合計が100とならない場合は、一部調整した。
- 3 増減率は、次式により算出した。  
$$(\text{当年度の計数} - \text{前年度の計数}) \div \text{前年度の計数の絶対値} \times 100$$
- 4 文中の表記及び各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0.0」 当該数値はあるが表示単位未満のもの
  - 「－」 当該数値のないもの
  - 「△」 負数を示し増減を示すときは減を表すもの
  - 「皆増」 前年度に数値がなく全額増加したもの
  - 「皆減」 当年度に数値がなく全額減少したもの
- 5 文中で金額の後の（ ）内に表示した比率は、表記してあるものを除き、対前年度の増減率である。
- 6 表中の年度については、元号を省略して表示した。

## 令和3年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算審査意見書

### 第1 審査の基準

本審査は、高崎工業団地造成組合監査基準（令和2年高崎工業団地造成組合告示第3号）に準拠し実施した。

### 第2 審査の種類

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定による決算審査

### 第3 審査の期間

令和4年8月15日から10月20日まで

### 第4 審査の対象

- 1 令和3年度 高崎工業団地造成組合歳入歳出決算
- 2 令和3年度 高崎工業団地造成組合歳入歳出決算事項別明細書
- 3 実質収支に関する調書
- 4 財産に関する調書

### 第5 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「決算審査の着眼点」に基づき、次の項目を主眼として審査を実施した。

- (1) 決算及び関係書類は地方自治法等に準拠して調製されているか。
- (2) 決算書及び附属書類に記載された計数は一致し、正確であるか。
- (3) 予算の執行が適正かつ効果的に行われているか。

### 第6 審査の実施内容

審査にあたっては、管理者から送付された決算書及び附属書類について、関係書類との照合を行うとともに、必要に応じて、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 第7 審査の結果

審査に付された高崎工業団地造成組合歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、その計数は関係書類と符合し、正確であり、予算の執行及び事務処理においても、おおむね適正に行われているものと認められた。

審査の概要と意見については、次に記述するとおりである。

## 1 事業の概要

当年度の土地の取得（増）及び処分（減）の状況を示すと、次表のとおりである。

【表1 土地取得（増）・処分（減）の状況】

（単位：㎡）

区 分			事 業 名	取得又は 処分面積
土地 取得 (増)	工業団地	買 収	高崎スマート I C 産業団地	1,944.08
			高崎 3 5 4 複合産業団地	4,706.00
			高崎複合産業団地西地区	1,200.00
	住宅団地	買 収	山名イーストタウン	995.00
	合 計			8,845.08
土地 処分 (減)	工業団地	分 譲	高崎スマート I C 産業団地	11,455.95
	住宅団地	分 譲	山名イーストタウン	218.86
	そ の 他	売 却	高崎スマート I C 産業団地代替地	389.00
	合 計			12,063.81
差 引			△3,218.73	

## 2 決算の概要

歳入決算額は 3,577,043,609 円、歳出決算額は 3,187,186,834 円であり、前年度に比べ、収入済額で 164,530,953 円、支出済額で 583,366,366 円それぞれ増加している。

当年度の歳入歳出差引額は 389,856,775 円で、前年度に比べ 418,835,413 円減少している。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源 89,300,000 円を差し引いた実質収支は 300,556,775 円の黒字である。

この結果、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、前年度に比べ 65,237,184 円減少し、431,088,403 円の赤字である。

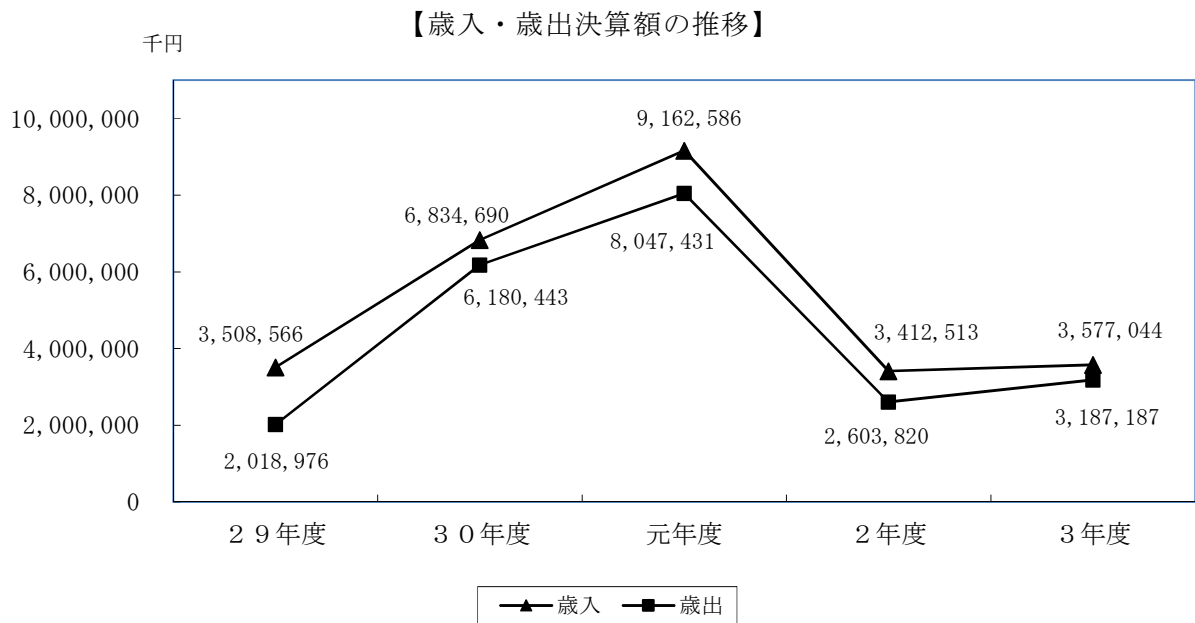
当年度の決算収支等の状況を示すと次表のとおりである。

【表2 決算収支等の状況】

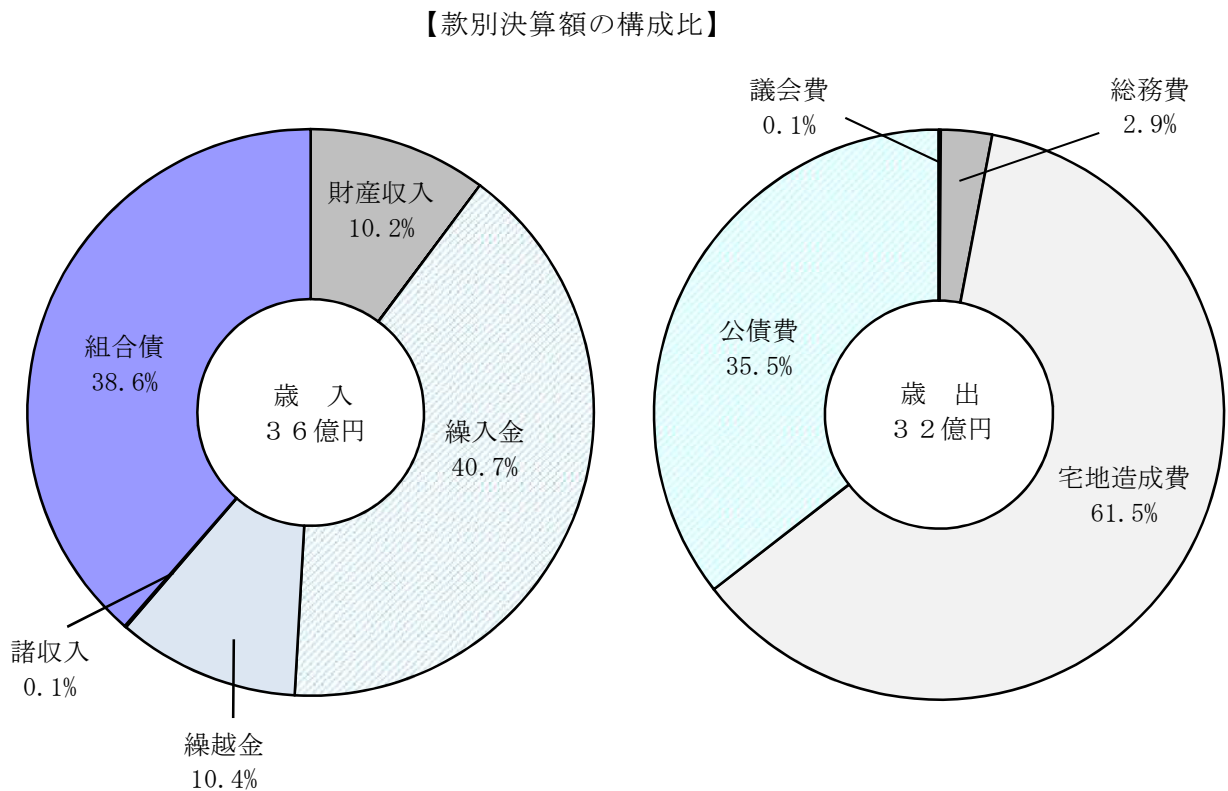
（単位：円、％）

区 分	3 年 度	2 年 度	比 較 増 減	
			増 減 額	増減率
歳 入 総 額	3,577,043,609	3,412,512,656	164,530,953	4.8
歳 出 総 額	3,187,186,834	2,603,820,468	583,366,366	22.4
歳入歳出差引額	389,856,775	808,692,188	△ 418,835,413	△ 51.8
翌年度へ繰り越すべき財源	89,300,000	77,047,010	12,252,990	15.9
実 質 収 支	300,556,775	731,645,178	△ 431,088,403	△ 58.9
基金繰入額	151,000,000	437,000,000	△ 286,000,000	△ 65.4
翌年度繰越額	149,556,775	294,645,178	△ 145,088,403	△ 49.2
前年度実質収支	731,645,178	1,097,496,397	△ 365,851,219	△ 33.3
単 年 度 収 支	△ 431,088,403	△ 365,851,219	△ 65,237,184	△ 17.8

最近5か年間の歳入・歳出決算額の推移を示すと次のグラフのとおりである。



歳入及び歳出の款別決算額の構成比を示すと次のグラフのとおりである。





### 3 歳 入

#### (1) 概 況

収入済額は3,577,043,609円で、予算現額に対する執行率は85.8%(前年度88.9%)、調定額に対する収入率は96.0%(同88.4%)である。また、収入済額は前年度に比べ164,530,953円増加している。これは主に、組合債で780,000,000円減少したものの、繰入金で915,892,000円増加したためである。

収入状況を款別に示すと次表のとおりである。

【表3 款別収入状況】

(単位：円、%)

区 分	3年度			2年度	比較増減	
	予算現額	収入済額	執行率	収入済額	増減額	増減率
1 財 産 収 入	360,617,000	364,858,333	101.2	140,636,257	224,222,076	159.4
2 繰 入 金	1,457,258,000	1,457,258,000	100	541,366,000	915,892,000	169.2
3 繰 越 金	371,692,010	371,692,188	100.0	565,154,601	△ 193,462,413	△ 34.2
4 諸 収 入	2,707,000	3,235,088	119.5	5,355,798	△ 2,120,710	△ 39.6
5 組 合 債	1,976,400,000	1,380,000,000	69.8	2,160,000,000	△ 780,000,000	△ 36.1
合 計	4,168,674,010	3,577,043,609	85.8	3,412,512,656	164,530,953	4.8

#### (2) 款別決算状況

款別の決算状況は、次のとおりである。

##### 1 款 財産収入

収入済額は364,858,333円で、予算現額に対する執行率は101.2%(前年度100.2%)であり、前年度に比べ224,222,076円増加している。これは主に、土地売払収入で223,739,710円(173.4%)増加したためである。

財産収入の内訳をみると、土地の貸付収入と財政調整基金の運用益である財産運用収入12,059,173円、土地の売却収入である財産売払収入352,799,160円である。

##### 2 款 繰入金

収入済額は1,457,258,000円で、前年度に比べ915,892,000円増加している。これは、財源不足を補うための財政調整基金の繰り入れが増加したためである。

##### 3 款 繰越金

収入済額は371,692,188円で、前年度に比べ193,462,413円減少している。

その内訳は、普通繰越が294,645,178円、繰越明許費繰越分が77,037,010円、事故繰越し繰越分が10,000円である。

##### 4 款 諸収入

収入済額は3,235,088円で、前年度に比べ2,120,710円減少している。これは主に、スポーツ施設撤去工事負担金で3,066,800円(80.2%)減少したためである。

#### 5 款 組合債

収入済額は 1,380,000,000 円で、前年度に比べ 780,000,000 円減少している。これは主に、高崎複合産業団地西地区の宅地造成債で 560,000,000 円（73.7%）減少したためである。

なお、148,400,000 円の収入未済額を生じているが、年度内に事業が執行できなかったため、未収入特定財源として翌年度に繰り越されている。

### 4 歳 出

#### (1) 概 況

支出済額は 3,187,186,834 円で、予算現額に対する執行率は 76.5%（前年度 67.8%）である。支出済額は前年度に比べ 583,366,366 円増加している。これは主に、宅地造成費で 531,893,586 円減少したものの、公債費で 1,115,660,759 円増加したためである。

翌年度繰越額は 237,700,000 円で、前年度に比べ 285,747,010 円（54.6%）減少し、不用額は 743,787,176 円で、30,646,450 円（4.3%）増加している。

支出状況を款別に示すと次表のとおりである。

【表 4 款別支出状況】

（単位：円、%）

区 分	3 年 度			2 年 度	比較増減	
	予算現額	支出済額	執行率	支出済額	増減額	増減率
1 議 会 費	2,225,000	2,116,076	95.1	2,135,805	△ 19,729	△ 0.9
2 総 務 費	94,663,000	91,081,546	96.2	91,462,624	△ 381,078	△ 0.4
3 宅 地 造 成 費	2,906,979,010	1,961,257,588	67.5	2,493,151,174	△ 531,893,586	△ 21.3
4 公 債 費	1,134,807,000	1,132,731,624	99.8	17,070,865	1,115,660,759	6,535.5
5 予 備 費	30,000,000	0	0	0	0	-
合 計	4,168,674,010	3,187,186,834	76.5	2,603,820,468	583,366,366	22.4

#### (2) 款別決算状況

款別の決算状況は、次のとおりである。

##### 1 款 議会費

支出済額は 2,116,076 円で、予算現額に対する執行率は 95.1% である。この主なものは、議員報酬 2,104,596 円である。

##### 2 款 総務費

支出済額は 91,081,546 円で、予算現額に対する執行率は 96.2% であり、前年度に比べ 381,078 円減少している。これは主に、除草等委託料の減少により一般管理費で 384,764 円（0.4%）減少したためである。

### 3款 宅地造成費

支出済額は1,961,257,588円で、歳出総額の61.5%(前年度95.7%)を占めており、予算現額に対する執行率は67.5%である。

翌年度繰越額は237,700,000円で、用地買収費の公有財産購入費55,096,000円、造成費の工事請負費182,604,000円である。

支出済額は、前年度に比べ531,893,586円減少している。これは工事請負費の増加により造成費で329,115,288円(22.6%)増加したものの、公有財産購入費の減少により用地買収費で861,008,874円(82.8%)減少したためである。

### 4款 公債費

支出済額は1,132,731,624円で、予算現額に対する執行率は99.8%であり、前年度に比べ1,115,660,759円増加している。これは主に、高崎スマートIC産業団地の宅地造成債元金償還で1,110,000,000円皆増したためである。

### 5款 予備費

当初予算額は30,000,000円で、予備費充用がなされなかったため、予算現額及び不用額は30,000,000円である。

## 5 実質収支に関する調書

当年度の歳入歳出差引額は389,857千円で、翌年度へ繰り越すべき財源89,300千円を差し引いた実質収支額は300,557千円となり、前年度に比べ431,089千円(58.9%)減少している。

実質収支額のうち、地方自治法第233条の2ただし書の規定に基づき151,000千円が財政調整基金に繰り入れられた。

## 6 財産に関する調書

### (1) 公有財産

土地の当年度末現在高は527,925.77㎡で、前年度末に比べ3,218.73㎡減少している。これは、高崎スマートIC産業団地、高崎354複合産業団地及び高崎複合産業団地西地区等の用地買収により8,845.08㎡増加したものの、高崎スマートIC産業団地及び山名イーストタウンの分譲等により12,063.81㎡減少したためである。

なお、建物の所有はない。

### (2) 物 品

当年度末現在高は2点で、前年度末と同様である。

### (3) 基 金

当年度末現在高は2,986,819,802円で、前年度末に比べ1,020,158,017円減少している。これは、高崎工業団地造成組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づき、前年度決算で確定した剰余金の一部437,000,000円及び当年度の財政調整基金運用益99,983円が積み立てられたものの1,457,258,000円が取り崩されたためである。

## 第8 審査の意見

以上が、令和3年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算書及び附属書類を審査した結果の概要である。

当年度の土地売却等の状況は、分譲地では工業団地の高崎スマートIC産業団地で2件、住宅団地の山名イーストタウンで1件売却した。保有地では高崎スマートIC産業団地の代替地として下滝町で1件売却した。分譲地については今後も営業努力を重ね早期の完売を目指し、保有地については売却等により適正管理に努められたい。

高崎市は3つの高速道路と2つの新幹線が交差し、全国でも類を見ない産業・流通のハブ機能を備えた都市である。令和元年度には「高崎芸術劇場」、令和2年度には「Gメッセ群馬」が完成し、魅力ある都市づくりのための基盤整備を進めているが、より一層の発展に資するため「高崎スマートIC産業団地」、「高崎354複合産業団地」及び「高崎複合産業団地西地区」を開発中である。当年度は各団地の整備状況にあわせ、区画道路築造工事や排水路築造工事、調整池築造工事など、予定した各種工事等を実施するとともに、山名イーストタウン住宅団地における第6期分譲に向けての準備に着手した。

日本国内で頻発する自然災害への対応が求められる中、高崎市は交通の利便性、災害の少なさという特性を活かしつつ、人、モノが集う都市として魅力を発信し続けている。

当組合には、わが国の経済活動における市の役割や市場の動向を見極めながら、地域と調和した開発と産業の発展に努められたい。

## 令和3年度高崎工業団地造成組合資金不足比率の審査意見書

### 第1 審査の基準

本審査は、高崎工業団地造成組合監査基準（令和2年高崎工業団地造成組合告示第3号）に準拠し実施した。

### 第2 審査の種類

地方自治法第292条において準用する地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による審査

### 第3 審査の期間

令和4年8月15日から10月20日まで

### 第4 審査の対象

- 1 資金不足比率
- 2 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第5 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき、次の項目を主眼として審査を実施した。

- (1) 資金不足比率の算定は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令の趣旨に沿って適正に行われているか。
- (2) 算定の基礎となる事項を記載した書類は、決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されているか。

### 第6 審査の実施内容

審査にあたっては、管理者から送付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合を行うとともに、必要に応じて、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 第7 審査の結果

審査に付された令和3年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の概況については、次に記述するとおりである。

資金不足比率は、当事業において資金不足を生じていないため、当該比率が算定されていないことを確認した。

算定の基礎となる数値の状況は、次表のとおりである。

【表1 資金不足額等の状況】

(単位：千円、%)

区 分	3 年度	2 年度
資金不足額・剰余額 (A)	0	0
事業の規模 (B)	12,303,171	12,024,567
資金不足比率	—	—

(注)・「資金不足額・剰余額」が、正数の場合には資金の不足額を、負数の場合には資金の剰余額を示す。

- ・経営健全化基準は20.0%で、資金不足比率がこの数値を超えた場合「経営健全化計画」を定めなければならない。
- ・「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示している。

《算式》

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額・剰余額(A)}}{\text{事業の規模(B)}} \times 100$$

## 第8 審査の意見

当組合においては、資金不足は生じておらず、財政の健全性が保たれていることを示しており、良好な状態であると認められる。

資金不足比率を算定する目的は、行政サービスの持続可能性を明らかにし、それを広く市民に公表することにより、当組合財政への信頼性を強化することである。

今後もこの算定の基礎となる数値の動向に注視しつつ、財政健全性の維持に努められたい。